

第 49 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 4 日（火）14:00～15:55
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
 - （専 門 委 員） 伏見 清秀、松原 由美
 - （審議協力者） 総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課：瀧村保健統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 医療施設調査及び患者調査の変更について

5 概 要

（1）審議全体として

- ・ 審議の 4 回目として、 前回（第 48 回）部会の審議において整理、報告等が求められた事項、 調査事項の変更の追加、 医療施設調査及び患者調査の答申案及び 医療施設調査及び患者調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ（以下「部会長メモ」という。）について、審議を行い、それぞれ以下のような結論となった。

前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項については、基本的に部会として適当であるとされたものの、厚生労働省が歯科診療所を対象とするオンライン調査の試行的導入を実施しない理由を整理した資料について一部修正することとされた。

平成 26 年度の診療報酬改定に伴い、医療施設調査において調査事項の変更が追加されることについては、部会として適当であるとされた。

医療施設調査及び患者調査の答申案については、審議の結果、一部文言等の修正を行うことを前提に適当であるとされた。修正文案等については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、第 74 回統計委員会（3 月 24 日に開催予定）において部会長から報告することとされた。

部会長メモについては、審議の結果、一部文言等の修正を行うことを前提に適当であるとされた。修正文案等については部会長に一任され、部会長メモは所要の修正後、第 74 回統計委員会（3 月 24 日に開催予定）において部会長から発言することとされた。

- ・ 審議における委員・専門委員等からの主な意見は、以下のとおり。

（2）前回部会の審議において整理、報告等が求められた事項について

【調査事項の変更について】

ア 「病院票（17）救急医療体制」の調査項目簡素化が調査結果の利活用に支障がない理由について

前回部会の指摘を踏まえ、厚生労働省が前回部会で提出した資料 2 の「1 調査事項の変更について」の「(1) 病院票 「(17) 救急医療体制」」において、理由の整理について所要の修正がなされたことを確認した上で、部会として適当であるとされた。

【前回答申における今後の課題の対応状況について】

イ 平成 23 年調査後に実施した都道府県等へのアンケートについて

厚生労働省が、平成 23 年調査後に実施した都道府県等へのオンライン調査に関するアンケートの回答様式及び未回答の地方公共団体の状況を確認した上で、部会として適当であるとされた。

ウ 前回部会の資料 2 別添 2 の「2 . 一般診療所票及び歯科診療所票へのオンライン調査導入の検討」について

前回部会の指摘を踏まえ、厚生労働省が前回部会で提出した資料 2 別添 2 の「2 . 一般診療所票及び歯科診療所票へのオンライン調査導入の検討」の整理について、所要の修正がなされたことを確認した上で、部会として適当であるとされた。

エ 歯科診療所についてオンライン調査を試行的に導入しない理由について

- ・ 歯科診療所を対象とするオンライン調査の試行的導入を実施しない理由については、まず、歯科診療所は一般診療所に比べ対象数がかなり少ないこと、歯科診療所に比べ一般診療所の調査事項は多岐にわたっていることから、一般診療所のみを対象として実施したとしても、試行的導入を実施する目的を達成できるということを説明し、その次に、新たな調査票開発やコールセンターの体制整備のための経費が厳しいということについて、最後に、試行的導入は本来想定していないものであるため、都道府県等の経路機関における業務負担の急激な増加を避けるためといった流れで説明した方が良いのではないかと。

本件については、基本的に部会として適当であるとされたものの、当該設問に関する厚生労働省の説明資料について一部修正することとなった。

オ 一般診療所へのオンライン調査の試行的導入の対象数の規模について

前回部会での指摘を踏まえ厚生労働省が整理した、一般診療所を対象とするオンライン調査の試行的導入における対象数の選定方法及び想定している規模について確認し、部会として適当であるとされた。

カ 一般診療所及び歯科診療所におけるインターネット環境の整備状況について

前回部会での指摘を踏まえ、一般診療所及び歯科診療所におけるインターネット環境の整備状況について把握するため、一般診療所票及び歯科診療所票の欄外に、インターネットが利用できるパソコンの保有状況を確認する項目を新たに設けることとしたことについて確認し、部会として適当であるとされた。

キ 医療機能の分化・連携の推進への対応について

前回部会での指摘を踏まえ、厚生労働省の所管部局である医政局で実施した地域連携クリティカルパスに関する委託調査の概要について確認した上で、部会として適当であるとされた。

(3) 調査事項の変更の追加について

医療施設調査において、平成 26 年度の診療報酬改定との関係で、今回諮問された申請案にはない調査事項の変更(病院票の「(5)許可病床数」のうち「介護保険移行準備病棟(再掲)」の項目の削除)が生じたことから、厚生労働省から当該変更事項について説明がなされ、その内容を確認した上で、部会として適当であるとされた。

(4) 医療施設調査の答申案について

ア 「1 本調査計画の変更」

「(2)理由等 ア 調査事項の主な変更」

- ・ 「(セ)変更事項 14 インプラント手術の実施状況」及び「(ソ)変更事項 15 歯科用アマルガムの使用状況」については、部会審議において、注書きを修正することとされたと思うが反映されていない。

答申案には、注書きなどの軽微な修正は除き、主な修正のみ記載することと整理しているため、今回の答申案には当該修正については記載していない。ただし、本件については、再度整理して報告することとする。

- ・ 図表に使用されている調査票の画像について、文字が小さくぶれていて見にくい箇所があるので、見やすいように修正した方が良いのではないかと見やすくなるよう修正する。

指摘のあった事項については、再度整理し、修正することとなった。

イ 「2 諮問第 32 号の答申「医療施設調査の変更について」(平成 23 年 4 月 22 日府統委第 50 号)における今後の課題への対応状況について

特段の意見なく了承

ウ 「3 今後の課題」

「(1)時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定について

特段の意見なく了承

- ・ 「(2)病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上について
「都道府県等でオンライン調査の対応の可否を判断している場合があったことから、その一部の都道府県等の管轄内の報告者である病院はオンライン調査の利用ができない状況にあった。」との記載があるが、当該表現では、一部の都道府県等の経由機関においてオンライン調査の導入の可否を判断したと読める。実際は、全ての都道府県においてオンライン調査の導入の可否を判断していることから、「経由機関である都道府県等において、オンライン調査の導入について対応しなかった場合があったため」と明確に記載した方が適切ではないか。

本件については、再度検討し、修正することとなった。

「(3)一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討について」

特段の意見なく了承

(5) 患者調査の答申案について

ア 「1 本調査計画の変更」

特段の意見なく了承

イ 「2 諮問第 33 号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」(平成 23 年 4 月 22 日府統委第 51 号)における今後の課題への対応状況について

特段の意見なく了承

ウ 「3 今後の課題」

- ・ オンライン調査の導入については、政府の方針であり推進する必要があると考えるが各統計調査の性質によって、適不適があると思われるため、この点を考慮する必要がある。

また、メール等による提出方法でもオンライン化に含まれるため、電子調査票を CD-R 等の電磁的記録媒体に保存して郵送するという現行の提出方法については、メールでの送付や厚生労働省のホームページにアップロードするなどの方法に変更することについて今後検討していただきたい。

(6) 部会長メモについて

- ・ オンライン調査の推進を図るための課題として、経路機関である地方公共団体等における業務の効率化への対応について記載されているが、実際には報告者がオンライン調査のメリットを感じていないということもあると考えられる。後者については記載しないのか。

記載内容については、今回の部会審議で明らかになった都道府県等の経路機関における業務負担を改善することについて整理しているものである。報告者の利便性に係る課題については、今回の部会審議を根拠としてメモに記載することは難しいのではないかと考えている。

- ・ オンライン調査については、都道府県等の経路機関における調査票の受付・審査業務の実施に当たり、必ずしも効率的なものとなっていないという話をよく聞く。このようなことを踏まえ、当該メモは、政府に対して政府統計共同利用システムの改善について更に努力していただきたいと要望するものであることから、報告者を対象とする課題については記載しない方が良いのではないかと考える。
- ・ 「急激に変化している国民のオンライン利用の状況」と記載されているが、具体的にどのようなことを想定しているのか。国民のオンライン調査に対する適応度やオンラインの利用能力に差異が生じているといったことを意味するものとも考えられ、紛れが生じるような表現ではないか。
- ・ 「急激に変化している国民のオンライン利用の状況」とは、報告者である国民においてオンラインの利用が進んでおり、これに合わせた政府統計共同利用システムの改善が必要であるといった趣旨と理解している。ただし、「急激に変化している」という表現の部分については、何が変化しているのか明確ではないと考えられるため削除してはどうか。

オンライン調査を推進する背景としては、IT 環境が急激に変化していることも関係しており、「急激に変化している」を削除してしまうと、単に国民のオンライン利用の状況

のみとなってしまう、趣旨が異なってしまう。このため、背景を示すフレーズとして記載しておきたいと考えている。

- ・ オンライン調査化は費用削減等の観点から推進する必要があると考えているが、オンライン調査をより効果的に実施するためには、統一された報告者 ID が必要であると考えている。様々な統計調査が実施されている中、それぞれの調査結果の有効活用を図る観点から、複数の統計調査間のデータリンケージが可能となるよう、政府として報告者 ID の統一化について推進していただきたいと思う。
- ・ 医療施設調査及び患者調査は、保健所を経由機関としていることから、他の統計調査と比較して回収率が非常に高い。オンライン調査の推進に当たっては、回収率が低下してしまつては意味がないため、回収率への影響に留意する必要がある。

オンライン調査を導入することにより、経由機関における調査票の受付・審査に係る業務量が増加するようなことになれば、調査票の提出の遅れにつながり、ひいては回収率に影響が出る可能性はあるのではないか。
- ・ オンライン調査化は推進すべきものと考えているが、保健所における調査業務の効率化を図るという意味で、政府統計共同利用システムの改善をお願いしたいと考えている。

今回部会での指摘を踏まえ、再度検討し、修正した案を委員及び専門委員に報告することとなった。

6 今後の予定

審議が全て終了したことから、予備日としていた3月7日の第5回部会は開催しないこととなった。また、平成26年3月24日(月)に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとなった。